□ [→ ⑤ HP]リンク先の 詳細をご確認下さい。 令和3年5月10日 那覇市壺川1-4-15-3F 行政書士法人なか ©098-855-7003 Fax855-7005 http://gonaka.jp/

経審改正及び経審再審査のご案内

今年 4/1 より経営事項審査の審査項目が改正されました。主な改正点は 4 項目!以下の改正項目に該当する場合は、改正前の経審の**再審査**を受審することで客観的評価 総合評定値『P』がアップしますので是非ご確認下さい! ご依頼の場合は末尾の必要書類をご確認頂き、ご連絡お願い致します。

(1)(Z1)技術職員数 (2)(W1)労働福祉の状況 (3)(W5)建設業の経理の状況 新設(4)(W10)知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況

総合評定値(P)=0.25(X1)+0.15(X2)+0.2(Y)+0.25(Z)+0.15(W)

(1)監理技術者補佐に 4 点加点

技術職員数(Z1)に係る改正として、監理技術者補佐に4点加点されます。

→建設業法の改正により本来は専任で置かれる監理技術者について、監理技術者補佐として (**主任技術者等+1級「技士補」**)を配置することで2つの現場の兼務が可能となりました。 そのことから、経営事項審査においても主任技術者等(2点)より上位で、監理技術者等(5点) より下位であるとして、4点として評価されることになりました。

「技士補」とは?

令和3年度の技術検定の制度の見直しで以下の通り再編成されます。

「現 行:「学科 試験」合格(**翌年まで有効**) + 「実地 試験」合格 →施工管理技士 再編後:「第一次検定」合格(無期限)→「技士補」→「第二次検定」合格 →施工管理技士

※2級二次検定合格者は実務経験問わず1級一次検定(二次検定は一定期間の実務経験要)受験可能 ※今後は第一次検定の合格者の「**技士補」**の管理も忘れずに!

(2)労働福祉の状況に関する改正

法定労災の上乗として任意の補償制度の加点項目について、中小企業等協同組合法に 基づく共済事業を営む者(中小企業福祉共済協同組合)も認められることとなりました。

(3)建設業の経理の状況(W5)に関する改正

最新の会計情報等に関する知識を継続的な習得することが重要になってきていることから、公認会計士及び税理士については、それぞれの所管法で規定される研修受講及び登録が前提となり、登録経理試験合格者については、合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者及び講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者となりました。

(5年毎の研修受講の義務化)

経過措置として、 碱 28 年度以前の合格者は令和 5 年 3 月末までは、引き続き評価対象です。